

令和4年寒川町教育委員会第1回臨時会議事日程

令和4年2月15日(火)

午後3時

災害対策本部室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

大 川 委 員 布 谷 委 員

3 協 議

- ① 寒川町立小・中学校適正化等基本方針(案)に係るパブリックコメントの実施について(資料 1-1、1-2)
- ② 学校体育施設等開放事業の見直しに係るパブリックコメントの実施結果について(資料 2)

4 議 事

- 議案第1号 寒川町立学校施設使用条例の一部改正について
- 議案第2号 寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部改正について
- 議案第3号 寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続き等に関する要綱の一部改正について
- 議案第4号 令和3年度寒川町一般会計補正予算(第9号)について
- 議案第5号 令和4年度寒川町一般会計予算(教育に関する部分)について

5 閉 会



寒川町立小・中学校適正化等基本方針（案）

寒川町自治基本条例に基づく

パブリックコメント(町民意見の公募)

概要版

(意見募集期間)

令和4年3月21日(月)～令和4年4月20日(水)まで

みなさまのご意見をお待ちしています

寒川町教育委員会では、人口減少・少子化の進行による将来的な児童生徒や学級数が減少する学校の小規模化に対応し、充実した教育環境を確保するため、「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を設置し、町の学校教育がめざすべき方向性や、学校規模・配置等についての考え方について、幅広い観点で協議・検討を進めているところです。

つきましては、今後の学校適正化等の在り方についての基本的な考え方をとりまとめた「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」（案）を令和4年2月に作成しました。より良い基本方針とするため、みなさまのご意見をいただきながら、共に町の教育を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

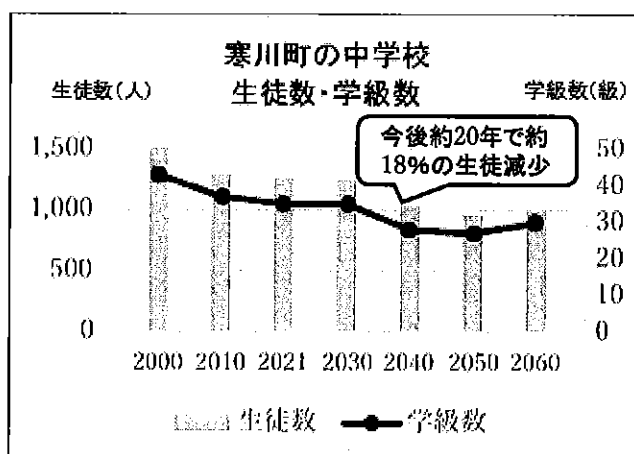
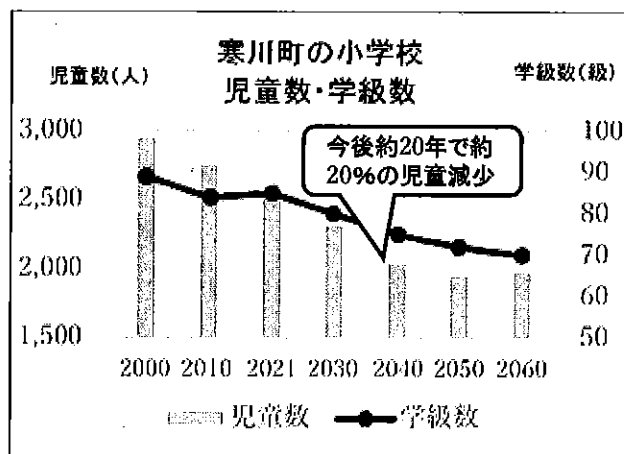
1 学校適正化等検討の背景

近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。本町においても、学習環境の基盤となる学校の適正規模・配置等を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。そのため、将来を見据えた公共施設等の在り方を定めた「寒川町公共施設再編計画」が策定され、町税減収と少子化の進行を念頭に公共施設の統合・複合化を進めることとされました。

小・中学校における義務教育の9年間は、人格を形成する上で大切な時期であることから、児童生徒が学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。さらに、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。



2 学校適正化等の基本的な考え方

将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う。

3 適正な学校規模

義務教育における学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえ、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

小規模の学校には、きめ細かな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会が多くなるなどといった良い面がある一方で、学習形態の多様さ、クラス替え、切磋琢磨する機会などが制限されるなどの様々な課題があることから、一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、可能なかぎり学校規模を標準化する必要があります。

そこで、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」と定めることとし、本町がめざす学校規模について、次のとおり3つの視点から整理します。

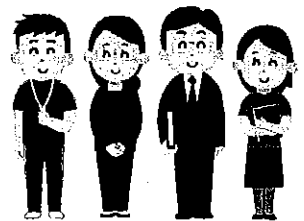
① 社会性等を育む視点

- 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模とする。
- 授業はもちろん、学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動を可能とする学校規模とする。
- 義務教育後においては、様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになり、より多くの人と関わるのが重要であるため、将来そうした環境に円滑に適応できるような学校規模が望ましい。



② 指導体制を充実する視点

- 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模とする。
- 主に学級担任制を行う小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等について組織的に相談、研究、協力などができ、授業の質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模を確保する。
- 教科担任制を行う中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能となる、少なくとも各学年3学級以上の学校規模とする。



③ 学校を運営する視点

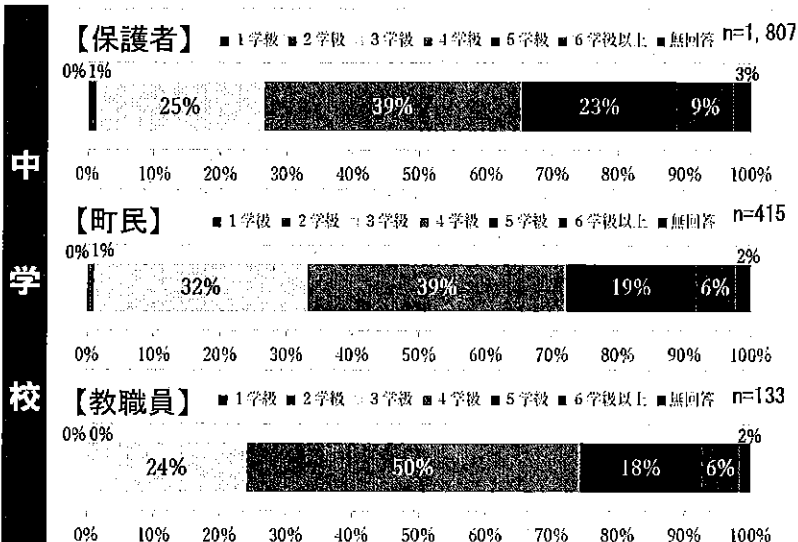
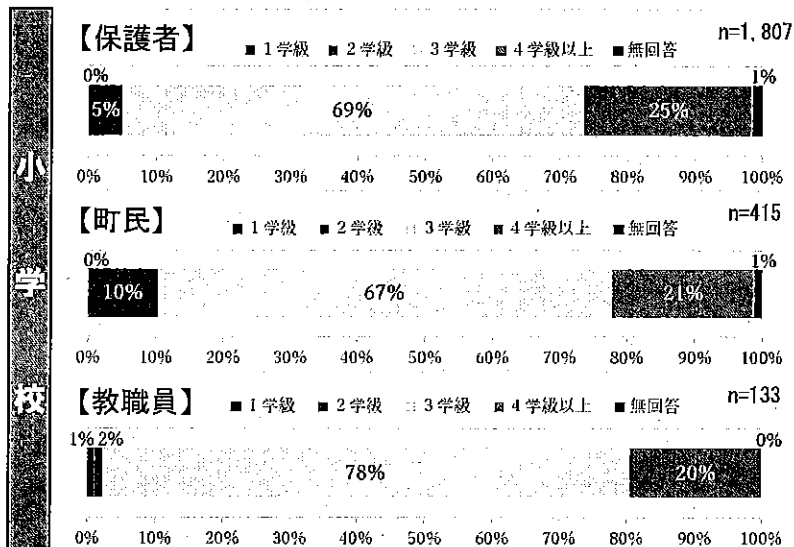
- 一定の教員数を確保し、校務を分担することで教員一人が担う負担を軽減する教員が児童生徒と向き合う時間をできるかぎり確保できる学校規模とする。
- 教員が出張や研修で学校を不在の場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模とする。



保護者・町民・教職員のみなさんのご意見は…

- 小学校については、幅広い人間関係づくりができることやクラス替えができることなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が9割程度を占める結果となりました。
- 中学校については、クラス替えができることなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約7割を占める結果となりました。
- 学校現場からは、各教員の校務を適切に分担でき、子どもたちと関わる時間が増えるよう、一定の学校規模による教員の人数を確保するべきとの意見が多く見られました。
- 全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模（1学級の人数）については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

Q 1学年あたりの学級数は、どの程度がよいと考えますか。 *「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート報告書」より抜粋



学級数が少ないメリットは

- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- 意見や感想を發表できる機会が多くなる
- 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

学級数が少ないデメリットは

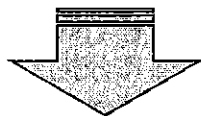
- クラス替えがしにくくなる
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- 集団活動・行事や集団学習の実施に制約が生じる
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- 免許外指導の教科が生まれる可能性がある

* 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より抜粋

寒川町立小・中学校適正化等検討委員会の意見は…

- 2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討を行う。
- 子どもたちにとって望ましい教育環境という視点から検討を行う。
- 教職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに目が行き届くようにする。

「将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う」を基本的な考え方として、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、次のとおり本町における学校規模の基準を定めます。



寒川町がめざす学校規模

小学校

クラス替えが可能となる各学年2学級以上

中学校

クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

4 学校の適正化等を進めるにあたっての留意事項

■地域への配慮

学校が地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

■児童生徒への配慮

学習・生活環境等の変化に伴う児童生徒の不安等を可能なかぎり軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

■学校の新たな

「かたち」づくり

適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりにつなげていくという視点から3つの取組について検討します。

■適正な配置バランス

可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を目指します。

■通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

■校舎の安全等

児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

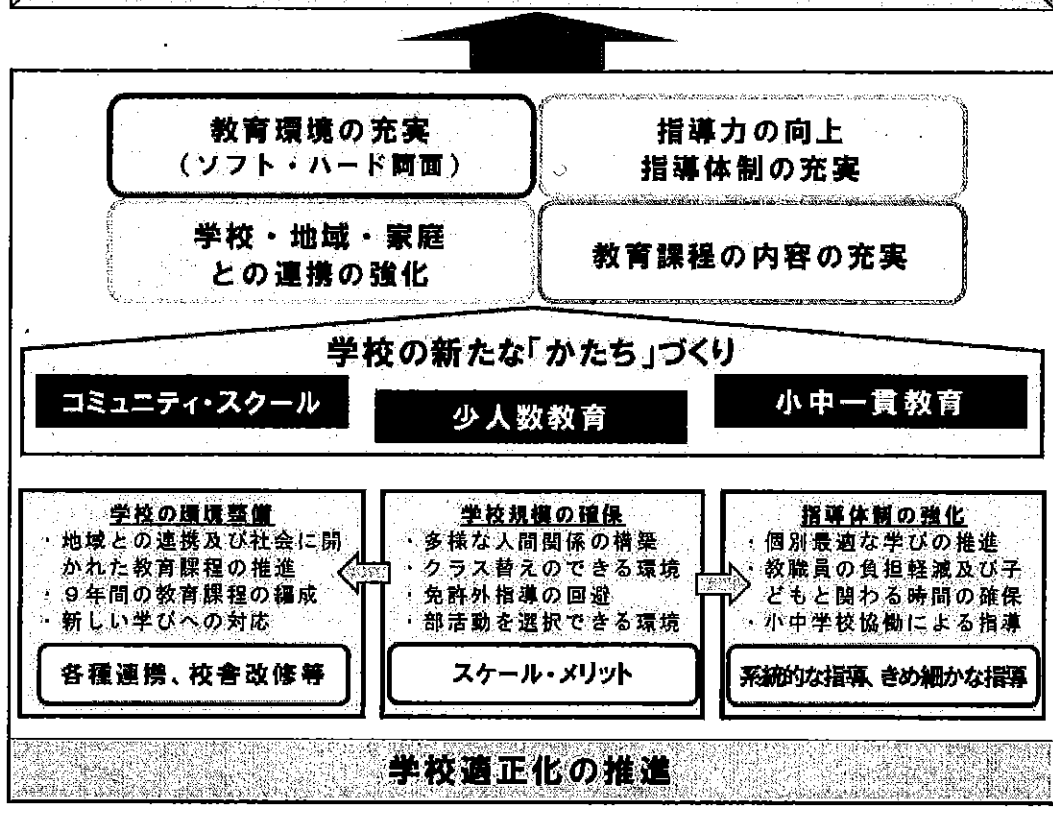
学校適正化等の検討においては、学校適正化後の将来ビジョンの共有が重要であり、適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりに向けて、新しい時代への対応という視点から、今後さらに求められるであろう取組への考え方について、次のとおり構造図として整理しました。学校の新たな「かたち」づくりとして、「コミュニティ・スクール」「小中一貫教育」「少人数教育」といった、3つの取組について検討します。

寒川町における学校適正化に係る教育の在り方について

- 寒川町の教育は、「寒川町教育大綱」及び「寒川町教育振興基本計画」に基づき推進する。
- 学校の適正化は、「寒川町教育振興基本計画」等に掲げる教育目標を実現するための環境を備えた学校の新たな「かたち」づくりを行うものである。
- 本町教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小・中学校の連携を強化し、児童生徒の9年間の成長を支える「小中一貫教育」について検討する。
- 併せて、教職員の負担軽減、教職員が多様な子どもに関わる時間の確保及び個別最適な学びの推進に向けた指導体制の強化として、「少人数教育」について検討する。
- 加えて、令和5年度までに町内全校で取り組むことを目途に、順次導入を図っているコミュニティ・スクールを通じて、地域との連携・協力を発展させていく。

めざす子どもの姿「さむかわっ子」

- ◎ 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち
- ◎ 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち



学校の新たな「かたち」づくり

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。

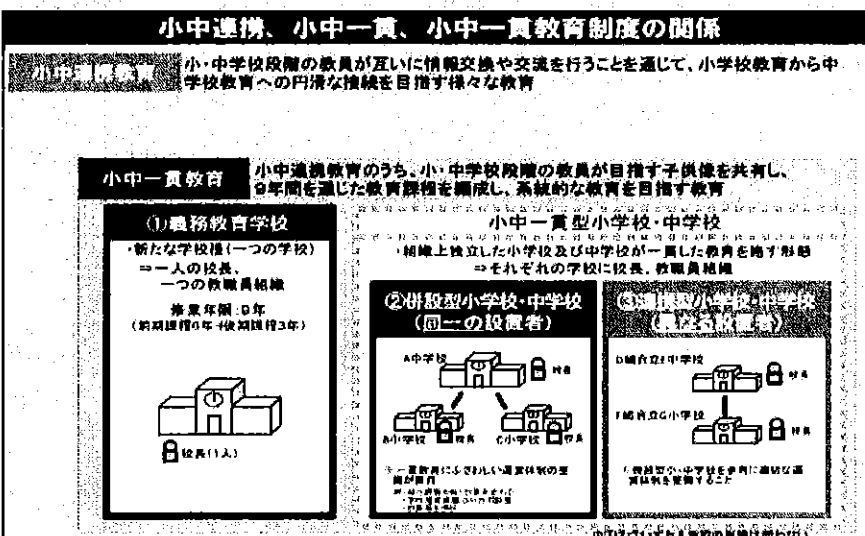
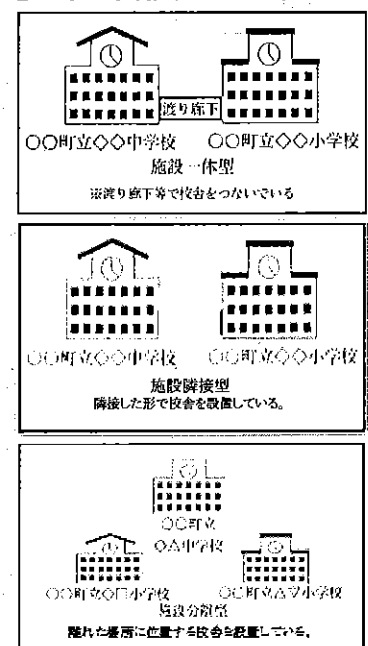
この仕組みの活用は、統合校を核として、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする契機となり得ると考えます。

② 小中一貫教育

小中一貫教育は、小・中学校間の環境変化によって不登校の増加などの課題が生じる、いわゆる「中一ギャップ」の解消や、義務教育9年間を通じた、切れ目ない教育課程によって、より系統的な学習ができるよう、小・中学校がめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した教育課程を編成することです。

また、小中一貫教育には、次のとおり様々な種類や施設形態があります。

【小中一貫教育校の施設形態】



③ 少人数教育

国は、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることとしました。また、本町の保護者・町民・教職員へのアンケートを通じて、全ての属性において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれています。

公立中学校の学級編制の標準は40人のままであることから、少なくとも小学校同様の教育環境について検討をすることが必要であると言えます。

適切な配置バランス及び通学時の安全等について

- 本町においては、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。
- まず、「寒川町がめざす学校規模」を目安とし、学校適正化により、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を目指します。
- 学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校適正化を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置等の決定にあたっては、可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件が確保されるよう努めることが大切です。

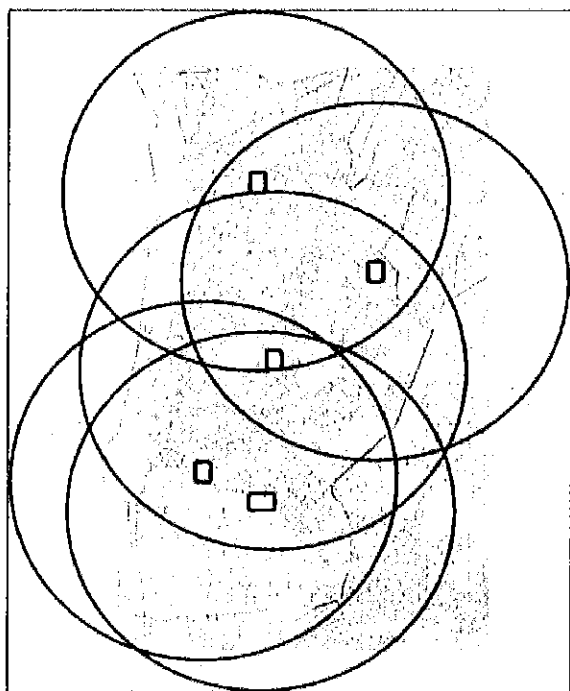
【参考 国の通学距離の考え方】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条（適正な学校規模の条件）では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」として定めています。

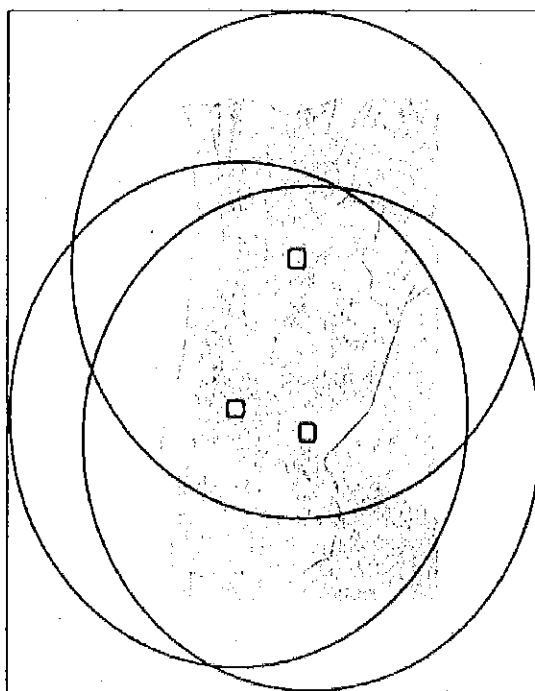
小学校から半径2kmの円及び中学校から半径3kmの円

*「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

【小学校(5校)】



【中学校(3校)】



寒川町がめざす学校配置に係る条件

本町では、その交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とします。

また、徒歩での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現を目指します。

資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内で『寒川町立小・中学校適正化等基本方針』と検索。

◆<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら



※次の場所でも閲覧できます。

- ・寒川役場分庁舎 2 階（教育政策課） ・寒川町民センター・寒川町民センター分室
- ・寒川町北部文化福祉会館 ・寒川町南部文化福祉会館 ・寒川町健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

(提出方法) 閲覧場所で配付する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、
次の方法で提出ください。

①郵 送：下記宛先まで郵送ください

②F A X：0467-75-9907

③メール：kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp

④担当課へ持参

▶二次元コードはこちら



(受付時間) 土日祝日を除き、8時30分～17時15分まで

(宛 先) 寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

(記入事項) ご意見・住所・氏名（団体等の場合は所在地）・連絡先

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

(募集期間) 令和4年3月21日(月)～4月20日(水)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」の策定において参考に
させていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント
手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111 (内線512)

F A X 0467-75-9907

「高座」のころ。

高座郡さむかわ



寒川町立小・中学校適正化等基本方針 (案)

令和4年2月
寒川町教育委員会

目 次

はじめに

- 1 学校適正化等検討の背景 1
- 2 寒川町立学校の現状と予測
 - (1) 児童生徒数の推移と今後の見込み 3
 - (2) 学校規模の状況 4
 - (3) 学校教育施設の使用目標年数 4
- 3 寒川町がめざす教育
 - (1) 本町教育の基本理念 6
 - (2) めざす子ども像（さむかわっ子） 7
- 4 基本方針を策定する目的 8

基本方針

- 1 基本的な考え方 9
- 2 適正な学校規模
 - (1) 基本的な考え方 9
 - (2) 町民・保護者・教職員対象アンケートからの主な意見 . . 11
 - (3) 検討委員会からの主な意見 11
 - (4) 寒川町がめざす学校規模 11
- 3 学校の適正化等を進めるに当たっての留意事項
 - (1) 学校の新たな「かたち」づくり 11
 - (2) 適正な配置バランス 14
 - (3) 通学時の安全等 15
 - (4) 校舎の安全等 16
 - (5) 児童生徒への配慮 17
 - (6) 地域への配慮 17
- 4 学校再編計画の策定 17

結 語

はじめに

1 学校適正化等検討の背景

(1) 寒川町の公共施設再編に関する経緯

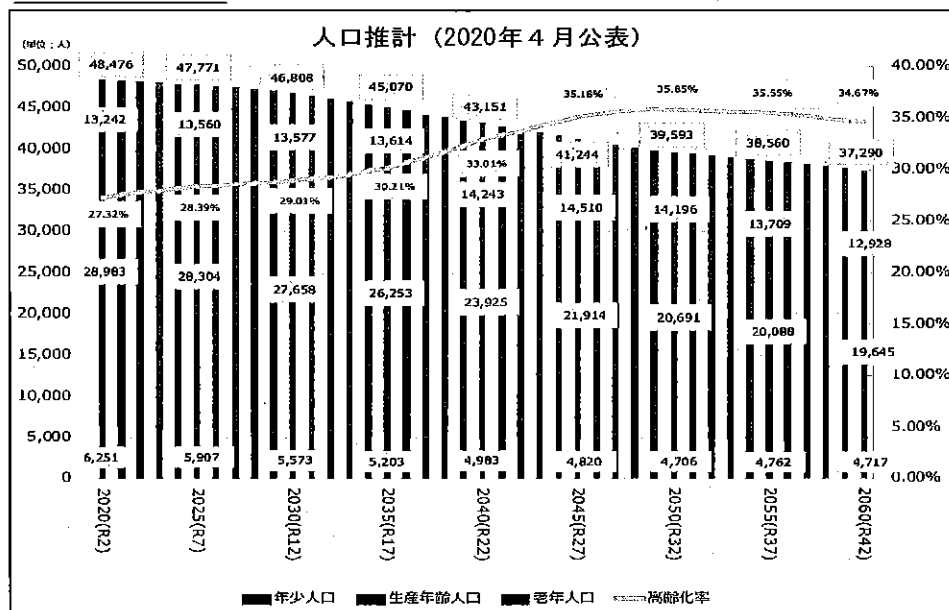
近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。このような状況を踏まえ、国から学校の適正規模・適正配置についての考え方^{*}が示される中、これからの本町の人口構成を見ても、少子高齢化及び学校の小規模化が進むことが予想でき、学習環境の基盤となる学校の適正規模・配置等を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。

また、2016年に「寒川町公共施設等白書」を作成し、公共施設の現状や今後の人口推計、施設の更新に要する費用等を明らかにし、さらに、2017年には、40年後を見据えた公共施設等の在り方の基本方針を定めた「寒川町公共施設等総合管理計画」が、2021年に「寒川町公共施設再編計画」が策定されました。

こうした中で、本町が所有、管理する小・中学校や公民館等の公共施設や、庁舎等の公用施設の多くは、昭和40年代後半から昭和50年代にかけての「人口増加期」にその多くが整備されました。公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、今後、多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に到来します。

一方で、本町の人口は今後40年間で1万人以上減少し、とくに15歳から64歳のいわゆる「働き世代」の方々が約1万人減少することによる「町税収入の減収」とともに、高齢化率が約24%（2015年時点）から約35%（2060年時点）へ上昇することで、医療や介護、福祉などの経費である「社会保障費の増加」も予測されています。

町内人口推計結果 *「寒川町総合計画 2040 序論」より抜粋



※1 市町村が児童生徒の学習環境を検討する際の指針として示されたもの

文部科学省（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月策定）

こうした「町税収入の減少と社会保障費の増加」により、町の財政はさらに厳しくなると予測されており、町税減収と少子化の進展を念頭に公共施設の統廃合・複合化を進めることとされました。また、本町保有の公共施設のうち、約6割を学校教育施設が占め、建替えや長寿命化に多額の費用を要することから、少子高齢・人口減少社会に見合った公共施設配置に向けて、学校教育施設の再編や公共施設の統合・複合化、既存建物の長寿命化などにより、財政負担の軽減を図ることとされました。そして、具体的な再編手法については、2021年度以降に検討組織を設置し、ソフト面（＝教育面）、ハード面（＝物理面）、財源面等を踏まえ、おおよそ2年程度の間に結論を出すこととなっています。

(2) 学校適正化等に関する考えについて

小・中学校における義務教育の9年間は、人格を形成する上で大切な時期であることから、児童生徒が学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校教育施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

さらに、単なる老朽化対策に留まらず、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。また、児童生徒の発達や成長、児童生徒や学校教育をめぐる諸問題に十分に応えていくために、学校段階を超えた学校間の連携・協力や学校と地域の連携・協力が必要となっています。

それぞれの学校には、歴史的経緯と地域の皆様の思いがあり、子どもたちを通し、地域コミュニティの核として長年地域と多様な関わりを持ってきました。しかしながら、学校が小規模化していく中で、将来に向けて寒川町の学校教育を考えると、寒川町の子どもたちが等しくより良い条件で学び合うことができるための環境を整えることは、私たちに課せられた責務であり、そのためには保護者・地域・学校・行政が一体となって取り組む必要があります。

寒川町教育委員会は、これらの諸課題に対応するため、少子化の進展による将来的な児童生徒の減少に対応し、充実した教育環境を確保するため、2021年に「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を設置し、町の学校教育がめざすべき方向性や、学校規模（学級数や学級人数）や学校配置（通学区域や通学手段）についての考え方、適正化の進め方等、幅広い観点で協議・検討が行われ、町教育委員会では、同検討委員会による提言の内容について審議し、ここに「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」として策定したところであります。

2 寒川町立学校の現状と予測

(1) 児童生徒数の推移と今後の見込み

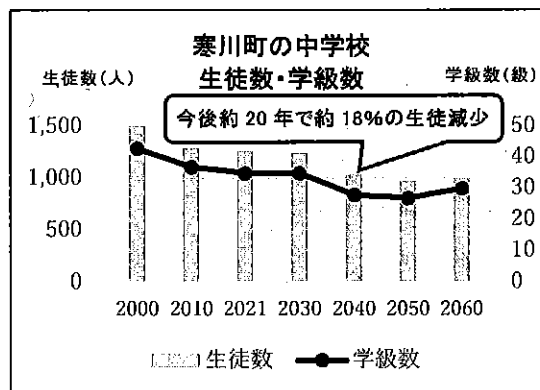
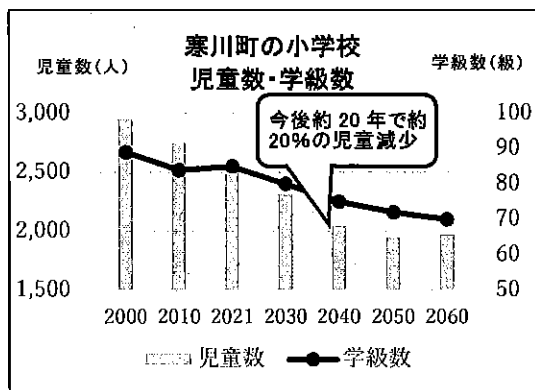
2021 年度における町立小学校の児童数は 2,576 人で、今後の推計では、2024 年度まではほぼ横ばいで推移しますが、2025 年度から徐々に減少傾向に転じ、2040 年度には 2,053 人（2021 年度比約 20% 減少）に、2045 年度には 1,989 人となって、2021 年度現在と比較して 587 人（約 23%）減少する見込みとなっています。

また、2021 年度における町立中学校の生徒数は 1,260 人で、2031 年度まではほぼ横ばいで推移しますが、2032 年度から徐々に減少傾向に転じ、2040 年度には 1,033 人（2021 年度比約 18% 減少）に、2044 年度には 995 人となって、2021 年度現在と比較して 265 人（約 21%）減少する見込みとなっています。

このように本町における児童生徒数を推計全体でみれば、児童数は 2025 年度から、生徒数は 2032 年度から減少傾向となりますが、さらに地域によって状況に相違が生じることが予測されます。

町立小・中学校児童生徒数推計結果 *「町総合計画 2040 基本構想による人口推計データ」より

学校名 \ 年度	2000	2010	2021	2030	2040	2050	2060
寒川小学校	620	696	495	435	421	387	321
一之宮小学校	514	431	363	311	273	232	194
旭小学校	793	657	689	613	502	488	636
小谷小学校	494	463	462	449	404	386	378
南小学校	535	510	567	509	453	461	453
小学校計	2,956	2,757	2,576	2,317	2,053	1,954	1,982
寒川中学校	453	291	283	231	203	182	159
旭が丘中学校	590	542	598	589	479	442	509
寒川東中学校	527	459	379	424	351	344	328
中学校計	1,570	1,292	1,260	1,244	1,033	968	996
合計	4,526	4,049	3,836	3,561	3,086	2,922	2,978



(2) 学校規模（学級数〔通常級のみ〕）の状況

＊「町総合計画 2040 基本構想による人口推計データ」を基に作成

年度 学校名	2000	2010	2021	2030	2040	2050	2060
寒川小学校	18	20	18	15	15	12	12
一之宮小学校	16	14	12	11	12	12	6
旭小学校	24	19	21	19	18	18	22
小谷小学校	14	14	16	17	12	12	12
南小学校	17	17	18	18	18	18	18
小学校計	89	84	85	80	75	72	70
寒川中学校	12	9	9	7	6	6	6
旭が丘中学校	16	15	15	16	13	12	15
寒川東中学校	15	13	11	12	9	9	9
中学校計	43	37	35	35	28	27	30
合計	132	121	120	115	103	99	100

(3) 学校教育施設の使用目標年数

本町の学校施設の老朽化の状況としては、町立小・中学校 8 校のうち、建築後 50 年を経過した校舎棟を保有する学校は 3 校、建築後 40 年では 6 校となっており、老朽化が著しい状況となっています。

多くの学校の校舎棟は、児童生徒の急増の際に増築されるなど、一体の建物であっても建築年次が異なっており、耐震補強済みの旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物が混在している学校も数多く存在します。

今後、学校施設の老朽解消の対策として、改築や長寿命化改修といった再整備事業を計画的に進めていくことが必要となります。また、再整備事業の実施にあたっては、学校適正化における方針及び計画との整合を図りながら進めていく必要があります。

*「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

施設名称	建物	構造	経過年数 2021年 4月1日現在	法定 耐用 年数	使用目 標年数 ※1	劣化度 ※2
寒川小学校	南棟	R C造3階建	52	47	60	低
	北棟	R C造3階建	46	47	60	低
	給食棟	R C造3階建	34	41	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	51	34	60	低
一之宮小学校	南棟	R C造3階建	40	47	60	中
	北棟	R C造3階建	55	47	60	高
	給食棟	R C造3階建	42	41	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	31	34	60	中
旭小学校	南棟A	R C造3階建	55	47	80	低
	南棟B	R C造3階建	51	47	80	高
	北棟	R C造3階建	45	47	80	低
	給食棟	鉄骨造1階建	44	31	※3	低
	体育館	鉄骨造2階建	30	34	60	低
小谷小学校	管理棟	R C造4階建	41	47	60	低
	教室棟	R C造4階建	41	47	60	低
	体育館	鉄骨造2階建	41	34	60	低
南小学校	管理棟	R C造3階建	27	47	60	低
	教室棟	R C造3階建	27	47	60	中
	体育館	R C造3階建	27	47	60	低
寒川中学校	南棟	R C造4階建	42	47	60	中
	北棟	R C造4階建	43	47	60	低
	技術棟	R C造2階建	43	47	※4	高
	体育館	鉄骨造2階建	22	34	60	低
旭が丘中学校	南棟A	R C造3階建	47	47	60	低
	南棟B	R C造3階建	40	47	80	中
	北棟	R C造4階建	49	47	60	中
	技術棟	鉄骨造1階建	49	34	60	低
	体育館	鉄骨造2階建	47	34	60	低
寒川東中学校	南棟	R C造5階建	32	47	60	中
	北棟	R C造3階建	32	47	60	高
	体育館	R C造3階建	32	47	60	低

※1 使用目標年数とは、「法定耐用年数（＝税法上の使用可能な見積期間）」とは異なり「今後施設を使用する期間を表す年数」のことで、建物ごとの建築後経過年数、建物の状態、構造により次のとおり定めることとします。

・鉄筋コンクリート造＝60年から80年（鉄筋鉄骨造含む）

建物の状態により、60年から80年の間で設定します。圧縮強度調査結果により、「80年使用のために長寿命化対策を実施することが、経済合理性が高い場合は80年」、「経済合理性が低い場合は60年」と設定します。

・鉄骨造=40年から60年

鉄骨造の建物は、鉄筋コンクリート造の建物と診断箇所が異なり、主に「躯体である鉄骨の腐食状態」が年数を設定する上での判断材料となります。2017年度（平成29年度）に実施した目視・打診を中心とした公共建築物劣化診断調査において、鉄骨造の建物は劣化の進行が進んでいないため、腐食状態の診断は未実施です。そこで、本計画においては、使用目標年数を60年と設定し、今後の施設状態により詳細な診断を行った上で、本計画見直しの段階で使用目標年数も見直すこととします。

※2 2016年度に「寒川町公共施設等総合管理計画」を策定した後、個別施設の状態に応じた対応策を検討するにあたり、2017年度に公共建築物劣化診断調査を実施し、町保有の公共建築物に対して、専門家による「目視・打診・触視」調査を行い、建物ごとの劣化度を数値化しました。

※3 学校給食センターの整備が決定しているため、使用目標年数は設定ありません。

※4 生徒数減少により現在未使用であり、今後の学校再編の議論の中で解体時期も含めて検討します。

3 寒川町がめざす教育

(1) 本町教育の基本理念

※「第2次寒川町教育振興基本計画」より抜粋

「よく学び よく遊び よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と

共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～」

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育てていきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」

は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていただきたいと思います。

「学び」と「遊び」の充実は、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること(＝自立)と人と人のつながりを育むこと(＝共生)の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

(2) めざす子ども像（さむかわっ子） ＊「寒川町教育振興基本計画」より抜粋

今日、国境を越えた人、もの、情報の移動が加速するとともに、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。現在、学校で学んでいる子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることが予想されています。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割はますます大きくなっていると言えます。

このような時代にあって、子どもたちが将来、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。こうした力は、学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」であり、時代を超えて継続して育んでいかなければなりません。

併せて、学校教育にあっては、時代の変化に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題です。急激に変化する社会の中にあって、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育んでいくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

① 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

② 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③ 心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

【流行】 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

④ 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤ 情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。

4 基本方針を策定する目的

本基本方針は、町立学校が将来、小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本町がめざす教育の実現に向けた一方策として、学校の適正規模・配置等の基本的な考え方を示すものです。

併せて、今後取り組む学校適正化の具体的な計画づくりのための指針として策定します。

基本方針

1 基本的な考え方

将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う。

2 適正な学校規模

(1) 基本的な考え方

学校は、児童生徒の確かな学力、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものであり、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、様々な形態による効果的な学習を行うことや、集団の相互作用による思考力・判断力・表現力の育成を図るためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。そのため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

学校が小規模になると、学習形態の多様さ、クラス替え、切磋琢磨する機会などが制限されることから、一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、可能な限り学校規模を標準化する必要があります。

併せて、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、教室に空間的ゆとりを確保しつつ、一人ひとりに寄り添った指導やケアを提供できる教育環境を確保することが求められています。

そこで、これらを踏まえ、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」と定めることとします。さらに、国が示す適正規模・配置に関する考え方や、アンケート等で寄せられた保護者、地域住民、教職員の意見を参考にし、寒川町立学校適正化等検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討内容等を踏まえ、本町がめざす学校規模について、次のとおり整理します。

① 社会性等を育む視点

ア 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模とする。

イ 授業はもちろん、学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動が可能となる学校規模とする。とくに、中学校においては、卒業後に様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになり、より多くの人と関わることが重要であるため、将来そうした環境に円滑に適応できるよう、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

② 指導体制を充実する視点

ア 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模とする。

イ 主に学級担任制^{※2}を行う小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等について組織的に相談、研究、協力などができ、授業の質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模を確保する。

ウ 教科担任制^{※3}を行う中学校については、小規模（例、各学年2学級で計6学級の学校）の学校の場合、規模に応じて教員配置数も少なくなることから、複数の教科を1名の教員で担当することや、教員免許を持たない教科を指導する「免許外指導」、1名の教員が全ての学年を指導することによる教材準備の負担増、受け持つ授業時間数が極端に多くなってしまう教員などが生じることにより、授業の質が相対的に低下する可能性がある。そのため、中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能^{※1}となる、少なくとも各学年3学級以上の学校規模とする。

※1 中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（例）

区分		国語	社会	数学	理科	技術	家庭	美術	音楽	保体	英語	合計
各学年 2学級 計6学級	教員数	1	1	2	2 ^{※5}		1		1	1	2	11
	総時数 ※4	22	20	22	22+5		5+6.6		6.6	18	24	151.2
各学年 3学級 計9学級	教員数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	15
	総時数	33	30	33	33	7.5	7.5	9.9	9.9	27	36	226.8

③ 学校を運営する視点

ア 教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、校務を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在の場合でも、代替りの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模とする。

※2 小学校において、学級担任が複数の教科を担当し、自己の担任する学級でのみ授業を行うこと

※3 内容が高度化・専門化する学習内容に対して、教科ごとに専門の教員が授業を行うこと

※4 各教科の全学級（3学年）の週あたりの授業時間数を合計した数値のこと

※5 理科の時数が1人の教員で担当するには多く、技術科担当教員の配置がないため、2人の理科教員が免許外指導として、技術科の授業も担当している。

(2) 町民・保護者・教職員対象アンケートからの主な意見

- ア 小学校については、幅広い人間関係づくりができることやクラス替えができることなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が9割程度を占める結果となりました。
- イ 中学校については、クラス替えができることなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約7割を占める結果となりました。
- ウ 学校現場からは、各教員の校務を適切に分担でき、子どもたちと関わる時間が増えるよう、一定の学校規模による教員の人数を確保すべきとの意見が多く見られました。
- エ 学校全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

(3) 検討委員会からの主な意見（確認された事項）

- ア 2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討を行う。
- イ 子どもたちにとって望ましい教育環境という視点から検討を行う。
- ウ 教職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに目が行き届くようにする。

(4) 寒川町がめざす学校規模

学校教育法施行規則及び文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、次のとおり本町における学校規模の基準を定めます。

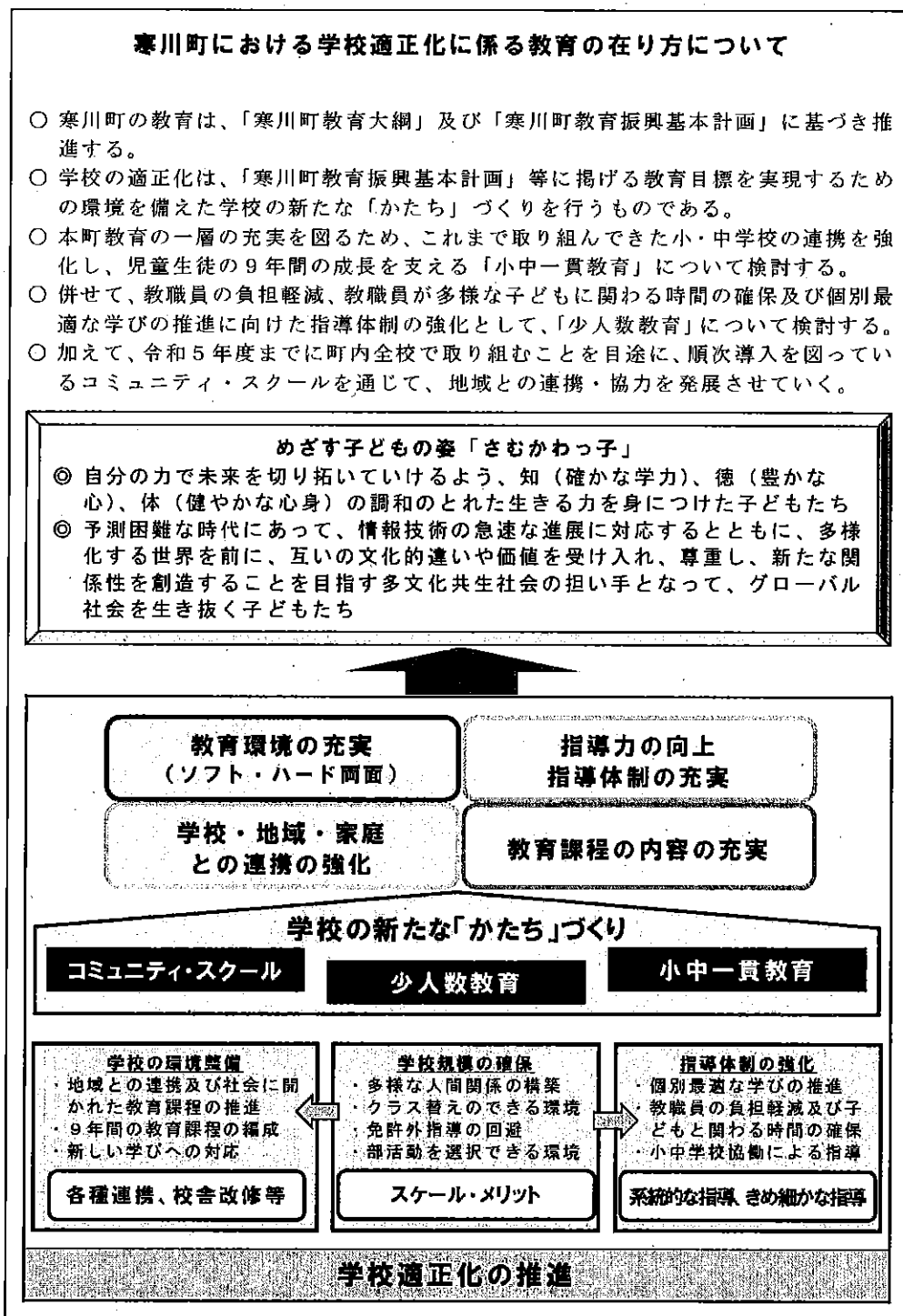
- 小学校
クラス替えが可能となる各学年2学級以上
- 中学校
クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

【参考1 標準学級数について】

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りではない」としています。（中学校については同法施行規則第79条で準用）

3. 学校の適正化等を進めるにあたっての留意事項

学校適正化等の検討においては、学校適正化後の将来ビジョンの共有が重要であり、適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりにつなげていくという視点が大切です。そこで、魅力ある学校づくりに向けて、新しい時代への対応という視点から、今後さらに求められるであろう取組への考え方について、次のとおり構造図として整理するとともに、学校の適正化等を進めるにあたって6つの留意事項を示します。



(1) 学校の新たな「かたち」づくり

学校の新たな「かたち」づくりとして、構造図として整理した3つの取組について検討すべきと考えました。

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。

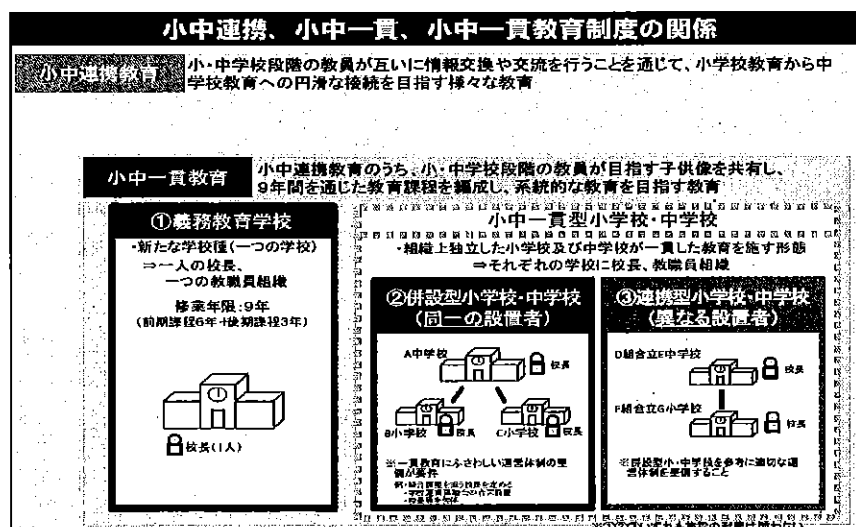
本町では、順次町立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、保護者や地域住民の参画による学校運営の改善に取り組み、地域と学校のより密接な協働関係の構築を図っているところです。一方、「地域学校協働本部^{※6}」の設置などの課題もあり、改善について関係部局と連携し検討していくことが大切です。

この仕組みの活用は、統合校を核として、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする契機となり得ると考えます。

② 小中一貫教育

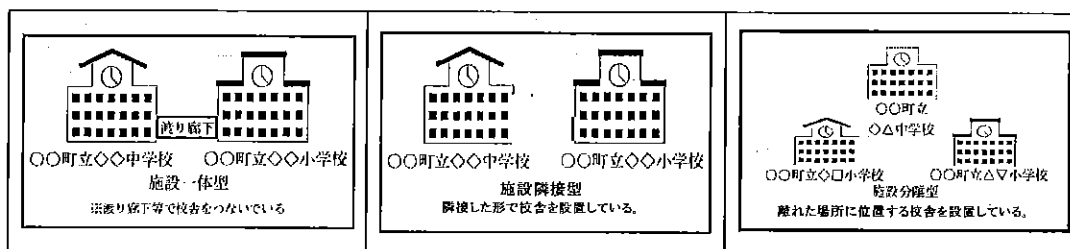
小中一貫教育は、学校現場の課題が多様化・複雑化する中、小・中学校間の環境変化によって不登校の増加などの課題が生じる、いわゆる「中1ギャップ」の解消や、義務教育9年間を通した、切れ目ない教育課程によって、より系統的な学習ができるよう、小・中学校がめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した教育課程を編成することです。

また、小中一貫教育には、次のとおり様々な種類や施設形態があります。



※6 地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進する体制

*小中一貫教育校の施設形態



学校の適正化によって新たな学校がスタートすることを契機として、地域の未来を改めて展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たな先進的なカリキュラムの編成に取り組むことも考えられます。

例えば、近年では、子どもの発達の早期化や、いわゆる中１ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えてきており、小・中学校間の円滑な接続とともに、義務教育９年間を通した、切れ目ない教育課程の編成によって、学習指導面、生徒指導面、教職員の意識改革面等で顕著な成果が報告されています。

隣接する小・中学校間で、子どもたちの学びや育ち、地域等の課題が解決され、より良い教育を実現させるための効果的な手段となることが期待される場合は、小中一貫教育の導入について検討します。

その際には、小中一貫教育の導入がどのような意義を持つのか十分な検討を行い、保護者や地域住民への理解を求めるとともに、小・中学校の教職員間で取組への共通認識が持てるよう、説明や協議等を行いながら進めることが大切です。

③ 少人数教育

今日、Society5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることとなりました。

また、本町の保護者・町民・教職員へのアンケートにおいては、全ての属性において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれており、少人数の学級を編成するとともに、「クラス替えにより幅広い人間関係づくりができる」ように、子どもたちがいる一定程度の規模の同世代の集団の中で多様な人間関係づくりや経験ができることが期待されていることが分かりました。

先行研究を踏まえた国の研究から、学力及び児童生徒指導面においても、少人数教育による一定の効果があることを確認しました。

公立中学校においては、学級編制の標準は40人のままであることから、少なくとも小学校同様の教育環境について検討をすることが必要であると言えます。

(2) 適正な配置バランス

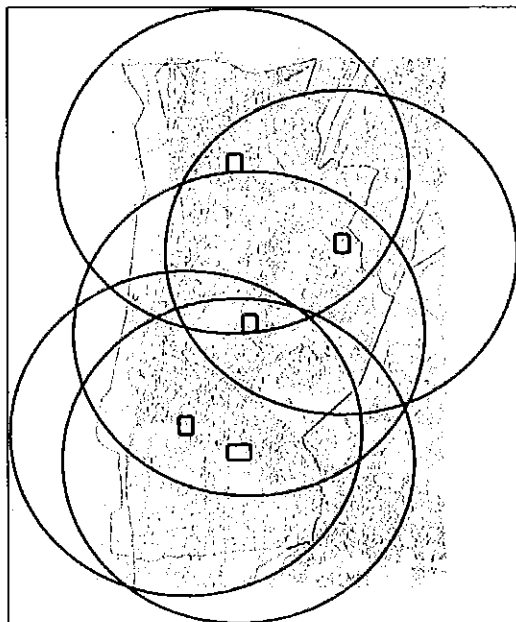
本町においては、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。

まず、「寒川町がめざす学校規模」を目安とし、学校適正化により、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置をめざします。

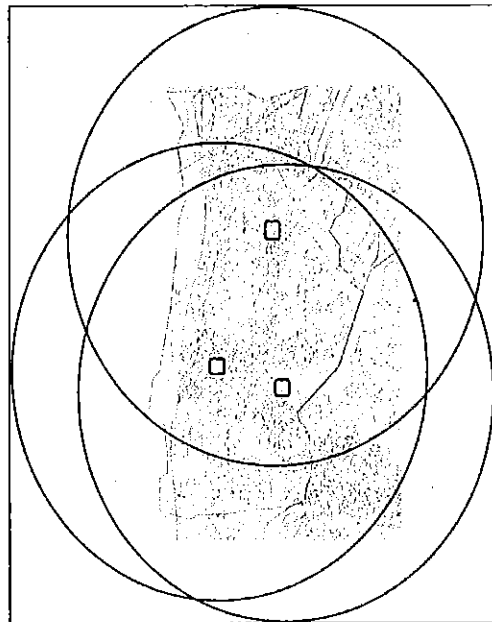
また、学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校適正化を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置等の決定にあたっては、可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件が確保されるよう努めることが大切です。

小学校から半径2kmの円及び中学校から半径3kmの円 *「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

【小学校（5校）】



【中学校（3校）】



(3) 通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

学校の適正配置を検討するにあたって、通学区域の見直しを進める上で、通学環境

の安全確保は大変重要な課題になります。現在、本町では、安全安心な通学路の確保に向けて、危険箇所について合同点検を実施し、市内の関係部局と連携しながら対策を講じるなど様々な取組を行っています。

そのため、通学区域の見直しを行う際には、安全な通学路の設定と併せて、引き続き、通学路の安全点検、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などの取組を総合的に実施し、安全安心な通学環境の整備をめざします。

本町では、その交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とします。

また、徒歩での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね2 km以内、中学校では片道おおむね3 km以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現をめざします。

【参考2 国の通学距離の考え方】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条(適正な学校規模の条件)では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」として定めています。

また、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、同法施行令に基づき通学条件を通学距離によって捉えることが一般的であること、通学距離の基準を定めている自治体もあるものの、そのほとんどが上記以内又はそれ以下の距離を基準として定めていること、小学校5年生と中学校2年生を対象に通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、上記以内の通学距離であればストレスが大幅に増加することが認められなかったことなどから、当該距離を基準とすることに妥当性があることを示しています。

(4) 校舎の安全等

町の公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、小・中学校の校舎をはじめ、これから多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に到来します。学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、必要に応じて学校施設の改修工事が伴うことなどから、全校を一斉に実施することは現実的に困難です。

このため、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

なお、学校適正化は、教育環境の充実を第一義として行うものであることから、学

校適正化後の学校における多様な学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要です。ポストコロナ時代において、子どもたちが共に学び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要があります。児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識したところです。「未来思考」をもった上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、今後の新しい時代の学び舎となることをめざすことが大切です。

(5) 児童生徒への配慮

学校適正化等を行う場合、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒の不安等を可能なかぎり軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮することが大切です。

こうした問題がなるべく生じさせないための工夫を事前だけでなく、事後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて行うことも検討することが必要です。

(6) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持っています。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

さらに、本町が順次導入を図っているコミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、学校と地域が一体となって地域の子どもたちを育み、「地域とともにある学校づくり」をめざしています。

これらのことから、学校の適正規模・適正配置を検討する際は、児童生徒の学習環境の改善の観点を中心に据えつつも、学校が教育施設としてだけではなく、地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めることが大切です。

4 「(仮称)寒川町立小・中学校再編計画」の策定

「寒川町公共施設再編計画」等の関係計画や町の上位計画との整合を図りながら、「寒川町がめざす望ましい教育環境づくり」に向けて、町立小・中学校の適正化等の全体像を示した上で、今後おおむね 40 年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするため、令和 3 年度に学識経験者や地域住民、保護者、学校関係者の代表等による検討

委員会を立ち上げ、学校適正規模・適正配置等に向けた取組として、本基本方針を策定するとともに、今後、本基本方針に基づいて、「(仮称)寒川町立小・中学校再編計画」(以後、「再編計画」)を策定します。

なお、再編計画の策定にあたっては、施設の老朽化対策のほか、財政負担の軽減を図るための視点も含めて検討します。

また、学校施設においても公共施設の一部であることから、「寒川町公共施設等総合管理計画」及び「寒川町公共施設再編計画」における再整備の基本的な考え方に基づき、学校適正化により学校施設を再整備する際には、教育施設として必要な機能を備えることを優先し、教育環境に配慮した上で、他の公共施設との複合化の具体については、本基本方針を踏まえた計画策定後に検討することとします。

資料編

【資料１】寒川町公共施設再編計画 概要版〔寒川町〕

【資料２】人口シミュレーション資料

〔寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料〕

【資料３】公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ ※一部抜粋

〔文部科学省〕

【資料４】コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

〔寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料〕

【資料５】少人数教育について〔寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料〕

【資料６】小中一貫教育制度について

〔寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料〕

【資料７】教育環境について〔寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料〕

【資料８】寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート結果

報告書〔寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料〕

**寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）
パブリックコメント実施結果**

- 1 募集期間 令和3年11月29日（月）～12月28日（火）（30日間）
- 2 資料配布場所 寒川町役場1階ロビー、寒川町民センター、同センター分室、
北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川
総合図書館、寒川町健康管理センター、町ホームページ（閲覧）
- 3 意見の提出状況等 意見提出者数 22名
 ※意見の応募対象者であるか不明である方 0名
 意見総数 45件（内訳別記）
- 4 内訳別意見件数

条例等一部改正の該当内容	意見数	ページ
1. 利用予約の方法を見直します	14	p2
2. 利用可能な時間帯を見直します	8	p3
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	4	p3-4
改正案全体	7	すべて
その他のご意見	12	—
合計	45	

※ 各意見の内容は別添資料をご覧ください。

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。
寒川町役場1階ロビー、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、
南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター
また、町ホームページでも閲覧することができます。
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：寒川町教育委員会

教育施設給食課 教育施設担当

電話 0467(74)1111 内線 544 FAX 0467(75)9907

E-mail kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp



寒川町立学校施設使用条例等の一部改正(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和3年11月29日(月) ~ 12月28日(火)まで

学校施設の開放事業を見直すことについて、皆様のご意見を募集します。

町では、学校体育施設等開放事業として、寒川町立学校の施設(体育館・グラウンド等)を、町民の皆さんに貸し出し、スポーツや文化活動等にご利用いただくことで、町民の皆さんの財産である施設の有効活用を図っております。

学校の教育に影響のない範囲という制限はありますが、学校施設が地域の身近な施設として、広くご利用していただけるように、事業を行っています。

今回は、これまでに皆さんからいただいたご要望や、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応によって得られた意見等、いくつかの視点から、この事業をより使いやすいものになるよう見直しますので、町民の皆さんのご意見を募集します。

この見直しにより大きな影響が見込まれる方

- ・寒川町学校施設等開放事業をご利用いただく団体の皆さん

3つの見直しポイント

1. 利用予約の方法を見直します

インターネットを活用した予約システムによる予約受付を開始します。また、抽選による予約方法を取り入れ、公平性を向上させます。このため、予約のキャンセルや使用料金の還付及び振替の取り扱いを整理します。

2. 利用可能な時間帯を見直します

小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

減免制度や利用上のルール等を整理し、分かりやすくします。

⇒町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★詳しい内容は各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料を御覧ください。

1. 利用予約の方法を見直します

予約方法をインターネットを活用した予約システムに変更します。

施設の予約は、従来、各学校等で会議を開催するなどし、利用者相互の調整で行っていました。現在では、感染症対策のため、暫定的に町職員による抽選で予約を行っています。この抽選方式を実施し約1年が経過し、お寄せいただいた意見をもとに、この度、制度を改正して、予約システムから予約の申込等の手続や抽選を行えるように変更します。

予約のスケジュールは、利用月の前々月の1日から14日まで抽選予約を受付け、15日に抽選を実施します。その後、23日以降は先着順で使用日の5日前まで予約を受付けます。

(抽選時は1団体につき4件まで、随時予約は件数制限なしで予約を受付けます)

予約システムでの利用の確定を使用申請とみなせるようにし、一部の団体の窓口での手続きを不要とします。

現在は、施設の予約後に、役場の窓口で施設の使用申請手続きが必要となっています。

使用料の支払いがない団体	予約システムでの予約の確定を使用申請とみなし、町役場での手続きが不要になります。 →使用許可証は登録されているメールアドレスに電子ファイル(PDF)をお送りします。
使用料の支払いがある団体	引き続き、町役場での使用申請手続き、使用料の支払いが必要です。

予約のキャンセル方法等(還付・振替も含む)を見直します。

これまで、キャンセルの方法は、3日前までに申し出ること(コロナによる暫定対応で5日前までにメールで)としていました。今回、システムによる予約を開始することに伴い、キャンセルの方法を整理するとともに、キャンセル後に他の利用者が予約できる機会を広げます。

利用許可書を受け取る前	・キャンセル方法 使用日の7日前まで予約システムからキャンセルができます。
利用許可書を受け取った後	・キャンセル方法 使用しないことが決まったときは、使用取消(変更)申請書を提出してください。 ・還付、振替を見直します。 ・使用料の還付の要件を明確にします。 還付の要件(※次のいずれかに該当した場合、還付の対象となります) (1)使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。 (※学校や町が利用するために使用者の予約がキャンセルされたときや、天災等により施設の利用が出来なかったとき、雨天等によりその後の学校の運営に支障が出ると判断し利用が出来なかった場合等が該当します。) (2)使用日の7日前までに使用の取消しの申請があったとき。 (3)その他委員会が相当な理由があると認めたとき ・振替の方法を明確にします。 振替を行うには、使用取消(変更)申請書の提出が必要となります。キャンセルする日の7日前までに同申請書をご提出ください。ただし、使用者の責めによらない理由により使用不能となったときは、使用を予定していた日以降でも還付や振替を受付けます。

2. 利用可能な時間帯を見直します

利用団体からの意見や利用の実態を考え、小学校体育館及び南小学校ふれあいホールの利用可能な時間帯の一部を分割し、小学校グラウンドの利用可能な時間帯の一部を統合します。

体育館（小学校）・ふれあいホール

グラウンド（小学校）

学校の休業日	見直し前		学校の休業日	見直し後	
	9時～12時(3h)	9時～12時(3h)		9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
	12時～13時(1h)	12時～13時(1h)		12時～13時(1h)	12時～17時(5h)
	13時～17時(4h)	13時～15時(2h)		13時～17時(4h)	
	17時～19時(2h)	15時～17時(2h)		9時～12時(3h)	9時～12時(3h)
	19時～21時(2h)	17時～19時(2h)		12時～13時(1h)	12時～16時(4h)
		19時～21時(2h)		13時～16時(3h)	

3. より分かりやすい制度になるよう見直します

料金表を整理し、中学生以下の団体の料金区分を新設。

これまでは、使用申請の際に、都度、減免申請書を提出していただき、減免を行っていましたが、中学生以下の団体は、都度の減免申請書の提出が不要となります。手続きが使用申請のみとなり、利用料のかからない中学生以下の団体は、システムでの予約確定をもって使用申請とみなすため、窓口での手続きが不要となります。

中学生以下の団体の料金区分の金額は、申請で減免していた金額と同額とします。

この料金区分の対象となるのは、適用の条件(※1)に当てはまる団体のみとなります。

また、年に1度、書類の提出(※2)をしていただき、対象となるか確認が必要となります。

【新しい料金表】

利用者区分	学校施設の名称等		1時間当たりの使用料
中学生以下の団体	体育館(小学校、中学校)		0円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	0円
		寒川中学校 ※	1,200円
		旭が丘中学校	800円
	ふれあいホール(南小学校)		0円
一般の団体	体育館	小学校	100円
		中学校(半面につき)	100円
	屋外運動場 (夜間照明施設を含む)	小学校	100円
		寒川中学校 ※	2,400円
		旭が丘中学校	1,600円
	ふれあいホール (南小学校)	(1)1月、2月、3月、7月、8月、 9月及び12月に使用するとき	200円
		(2)前号以外るとき	100円

※屋外運動場の寒川中学校は、これまでは「全点灯」と「一部点灯」の区分がありましたが、区分を廃止し、今後は、全点灯のみの利用とし、金額はこれまでの一部点灯と同額で利用を可能とします。

※1 適用の条件 (※次の全てに該当する場合、中学生以下の団体の料金区分となります)

- (1)団体の構成員の半数以上が町内在住の中学生以下の者で組織されている
- (2)団体の活動内容が、所属する中学生以下の者を主体とした活動内容である
- (3)団体の活動が、営利を目的としたものでない

※営利目的の基準：団体として月謝やそれに類する金銭を徴収しており、
団体を運営する個人（法人を含む）の収益となっていること。

※2 提出書類 (※中学生以下の団体の料金区分の対象となる場合、年に1度提出が必要です)

- ア.料金区分（中学生以下の団体）の適用申請書
- イ.団体名簿（当該年度の最新時点の名簿）
- ウ.団体の活動内容がわかる書類（活動報告書、チラシ等）
- エ.団体の会計処理がわかる書類（前会計年度の会計報告書）

使用上の責任が代表者にあることを分かりやすくします。

これまで、システムへの登録の際に代表者と連絡者を必要としておりましたが、当該学校施設の使用に係る責任が代表者にあることが分かりやすくなるように、使用上の遵守事項に明確にその旨を記載します。

使用上の遵守事項

- (1)使用許可の条件および寒川町立学校施設使用条例施行規則の規定に違反しないこと。
- (2)満 18 歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること。
- (3)善良な管理者の注意をもって当該学校施設の維持保全に努めること。
- (4)当該学校施設を許可を受けた目的以外の用に使用しないこと。
- (5)許可を受けないで当該学校施設の現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (6)その他、教育委員会が指示する事項。

利用上のルール等に違反した際、利用の制限を行う規定を追加します。

これまで、利用上のルールに違反した際には、町はその判断により、団体登録の削除が利用許可の取消し等の措置を行うこととなっておりましたが、今回、期間を定めて利用の申請を制限できる規定を新たに設けます。

利用者登録の有効期間を変更します。

これまで、利用者登録の有効期間は3年間となっておりましたが、今回、中学生以下の団体は、新設される料金区分の確認とあわせて1年間といたします。

中学生以下の団体	最長で1年間
一般の団体	最長で3年間

※順次、各団体に適用していきます。

全体資料の閲覧方法（令和3年11月29日(月)から閲覧可能です）

「寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

HP内で『**寒川町立学校施設使用条例等の一部改正（案）**』と検索。

<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/kyushoku/kyouikushisetsu/paburikku/14092.html>

▶二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①郵 送：下記宛先へ郵送してください。
- ②FAX：0467-75-9907
- ③メール：kyushoku@town.samukawa.kanagawa.jp

▶メール二次元コードはこちら



- ④担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、
8時30分～17時15分

(宛先)：〒253-0196
寒川町教育委員会
教育施設給食課 教育施設担当

(記入事項)

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。
メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め回答用紙と同内容を任意の様式で記入してください。

(募集期間)

令和3年11月29日(月) ～ 12月28日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、寒川町立学校施設使用条例等の一部改正において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会
教育施設給食課 教育施設担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111 (代表)
FAX 0467-75-9907

「高座」のころ。

高座郡さむかわ

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
1. 利用予約の方法を見直します	7	インターネットを活用した予約システムにしてもらいたい。	ご意見ありがとうございます。改正案へのご意見として承ります。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	抽選は現状のままだがよい。随時はシステムで良い。	ご利用者の利便性や業務の効率等を勘案し、予約方法はシステムで統一した取り扱いとさせていただきます。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	抽選時の「1団体4件」とは「4日」か「4コマ」か。抽選時の予約可能件数は、「全体で4件」ではなく、現在の暫定措置で行っている「1施設につき4件」のままにして欲しい。	「1件」とは、「1日」でも「1コマ」でもなく、1日の中の連続する1件の予約を指します。 また、抽選時の予約可能件数は、まずは「全体で4件」で開始させていただく予定です。申込件数制限の増減については、今後の動向を見て判断していきます。それ以上のご利用を希望される場合は、随時予約にてお申込みください。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	随時予約開始時にメールが殺到するのではないか。	システムでの受付となり、機械が先着順で受け付けします。登録団体数からも御憂慮いただいている状況は生じない想定をしております。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	随時予約を申し込みした後の結果の判明時期と再申込開始日が知りたい。	随時予約の結果は、システムから申し込みを行った後、すぐに確認が可能です（※随時予約後は仮予約となり、その後手続きを行うと本予約となります）。また、複数の申し込みすることも可能です。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
1. 利用予約の方法を見直します	1	土日についても、子どもの団体については、優先的な抽選を行っていただきたい。	ご指摘いただいた抽選については、子どもの団体も一般の団体も同じ取り扱いを行っていく予定です。また、子どもの団体については、子どもの健全育成を図る観点から、小学生団体の優先利用コマの設定や中学生以下の料金区分設定等の取り扱いを行っています。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	抽選予約の結果が出た後、随時予約をする際にどの枠が空いているのか分からない。お知らせのメールに予定表を添付して欲しい。	お手数ですが、空き状況についてはシステムの予定表をご参照いただきますようお願いいたします。また、システムでの予約受付開始に伴い、予約の当落等について事前に登録いただいたメールアドレスへ自動返信でご連絡が出来るようになる予定です。	なし
1. 利用予約の方法を見直します	1	キャンセル可能な期日が7日前までとなると、人数が集まらないことが分かって翌週のキャンセルをしたくても間に合わない。他の人が使うということもないと思います。	許可証の受け取り後のキャンセルは、使用しないことが決まった時点で、申請書をご提出いただければ対応が可能です。また、7日前までとなるのは、団体都合により還付が可能な期間となります。日数については、現行でもキャンセル後に他団体から予約をいただくこともございますので、その時間に余裕を持たせることが出来るよう期日の設定をしております。	なし
2. 利用可能な時間帯を見直します	1	時間帯の見直しはこの案で良いと思う。	ご意見ありがとうございます。改正案へのご意見として承ります。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
2. 利用可能な時間帯を見直します	1	小学校グラウンドの利用時間は3時間・5時間ではなく、4時間ずつの半分ずつにしたい。	今回の時間帯の改正案は、現在、ご利用いただいている皆様の利用時間に大きな影響が出ない範囲で、利便性を向上させる為の変更となります。時間の区割りについては、利用実績などを勘案しての時間配分としております。	なし
2. 利用可能な時間帯を見直します	3	小学校グラウンドの利用時間を拡大して欲しい。 特に、5月-8月の休日についても、17:00-19:00の時間帯を追加して利用出来るようにして欲しい。	今回の時間帯の改正案は、現在ご利用いただいている皆様のご利用に大きな影響が出ない範囲で、利便性を向上させる為の変更となります。そのため、コマの追加といった大幅な変更については、今回の改正では見送らせていただきます。 また、5月-8月の休日のコマの追加については、現在、その時間を利用に供していない理由も含めて、今後、学校等と調整を行っていきたいと考えます。	なし
2. 利用可能な時間帯を見直します	2	小学校グラウンドの土曜日9:00-12:00のコマが、町役場の事業である個人開放の時間として使用されている。この時間についても、利用団体が予約出来るようにして欲しい。	小学校グラウンドの土曜日午前中9:00-12:00のコマは、個人開放の時間として、自由に在校児童や地域住民の方にご利用いただけるように、公用での予約を行っております。現在も、このコマをご利用いただいている事例がございますので、公用で地域の皆様のための時間として開放を行う予定です。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
2. 利用可能な時間帯を見直します	1	土曜日午前中の個人開放は8時に開いていることもあるが、通常の利用時間は9時から。同様に早められないのか。	小学校グラウンドの個人開放の利用時間は9:00-12:00となります。校門については、土曜日でも学校の業務の都合により開いている日もございますが、個人開放の利用時間は前述のとおりとなります。	なし
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	1	利用団体登録の際の様式がないのではないのか。また、登録の有効期間は一般団体も含めて1年とした方が事務の効率化につながると思う。	利用団体登録の際の様式については、「寒川町公共施設利用予約システム利用規約」に規定されており、そちらの様式を使用していくことになります。また、事務の効率化については、随時、向上できるように図ってまいります。	なし
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します	1	抽選での当選確率を上げるために不正をする団体が出てくると、不公平感が増えます。	不正行為等については、まずは、そのような事が起きないように、しっかりと管理を行います。もし、そのような事実があった場合は、団体登録の削除や期間を定めての利用停止等、厳正に対応を行っていきます。	なし
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	1	中学生以下の料金区分の適用に際し、年に1回書類の提出が求められているが、寒川町スポーツ少年団に所属している団体については、本部を連絡先として一本化して欲しい。また、名簿についても町を通して登録しているので、その名簿で代替して欲しい。	学校体育施設等開放事業の団体登録と、寒川町スポーツ少年団の登録は事業目的が異なるため、情報の流用は控えております。学校開放の連絡先の変更については、所定の様式を提出いただくことで対応は可能です。登録された連絡先へ、当課から必要な連絡や確認を行うことがありますので、利用団体ごとにご対応が出来る方のご登録をお願いいたします。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	別添1 条例等への 反映
3. よりわかりやすい制度になるよう見直します。	1	小学校の平日17:00-19:00までは、小学生の団体に利用が限定されているが、健康と安全を考えるならば、必ず指導者は1名参加することを条件として欲しい。	これまでも児童生徒の活動については、団体に所属する代表者の方が責任をもって、その安全な活動を監督していただくようお願いしておりましたが、この度、より明確にする様、「満18歳以上の者を代表者とし、その者を当該学校施設の使用に係る使用責任者として明確にすること」を加える改正を行っております。	なし
改正案全体	7	改正案に賛成します。	ご意見ありがとうございます。改正案へご賛同いただいたものとして承ります。	なし
その他のご意見	1	利用料が安すぎる。利用する上での実費をとるべき。施設利用があるときは学校職員も出勤となると思うので、費用がかかると思う。	利用料の変更については、今後、社会情勢も鑑みた上で、必要に応じて実施していくことを考えます。 なお、学校体育施設等開放事業は教育委員会の事業となっており、ご利用に伴う学校職員の出勤はございません。	なし
その他のご意見	1	電子錠設置に伴い、寒川小学校の出入口が正門から東門に変更されたが、道路幅が狭く危険なため、これまでどおり正門を利用出来るようにしてもらいたい。	ご指摘いただいた状況について学校と確認・調整を行い、学校開放でご利用いただく出入口を正門に変更いたしました。	なし
その他のご意見	3	電子錠の操作可能時間について、許可時間より前に操作が出来るようにして欲しい。	施設の使用許可は準備など含めての立ち入りの許可となっております。こちらについては、生徒児童の在校時間等の関係もあり、現行の運用となっております。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
その他のご意見	1	正門だけでもダイヤル錠にできないか。また、電子錠の開錠時間が利用時間からとなっているが、土日に大会等を開催する場合には、早めたりはできないだろうか。	グラウンドの貸し出しもありますので、今後も体育館出入口と校門、両方を電子錠で運用していきます。また、体育協会事業等で町のスポーツ振興に関わる活動に町有施設が必要な場合には、別途の対応となりますので、町スポーツ課での対応を想定しております。	なし
その他のご意見	1	予約システムで予約する際、誤った日時を選択したので、修正の為に戻す操作をすると、想定以上にページが遷移するために分かりづらい。	現在のシステム上の仕様となりますので、今後、システムの改善要望をする際の参考とさせていただきます。	なし
その他のご意見	1	団体同士で協力して施設利用をするために、それぞれの施設を利用している団体の名称と連絡先を公表してほしい。	連絡先等の公表については、個人情報にあたり、対応はいたしかねます。特に調整が必要な場合等がありましたら、担当課へご相談ください。	なし
その他のご意見	1	コロナで学校施設の申請も変化しましたが、終息したらどうなりますか。担当者の仕事が増えているように見えます。	今後の対応については、時勢を見ながら必要な対策を行うようにしていきますので、利用団体の皆様にもご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。	なし

○意見の内容と町の考え方(要約)

別添1

条例等一部改正の 該当内容	意見数	意見の要旨	町の考え方	条例等への 反映
その他のご意見	2	かつて、学校開放で使用料をとるように変更したとき、学校開放で使用している物品についても購入・修繕するという話があったが、行われていない。	学校体育施設等開放事業の使用料については、学校開放に必要な物品の購入（例：施設の維持補修に必要な資材、個別の競技に必要な備品）や、事業の運営費（例：体育館の清掃用具レンタルや夜間照明施設の保守点検委託等）に充当させていただいております。 ご指摘いただきました、個別の競技に必要な備品については、優先順位を考えながら順次対応を行っております。	なし
その他のご意見	1	寒川小学校体育館利用時のトイレの施錠の鍵を使いやすい場所に設置してほしい。	寒川小学校の体育館及び屋外のトイレの鍵については、どちらの利用者の方からもアクセスが可能な場所を検討した結果、現在の場所に設置をしております。 今回のご意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。	なし

ご提出いただいた意見一覧

意見者ごとに意見を原文のまま掲載しております。

※個人情報等に関する部分や他者の不利益に繋がると思われる部分は一部原文を修正しております。

意見者 番号	意見の内容
1	平等になるのでネットでの予約にしてもらいたい。
2	賛成
3	1. 他の公共施設と同様に、予約システムで公平かつ合理的になる。ベリーグッド。 2. 利用料金が安すぎる。利用する上での実費をとるべきである。 ・一般団体 100 円→500 円/1 時間 にすべき ・中学生以下 0 円→250 円/1 時間 にすべき 施設利用者がいる時は学校職員も出勤となると考えるので、その費用もばかにならないと考える。 3. 利用団体の登録に関する手続きが欠如している。フォーマット欠。また、有効期間をすべて1年間とすべきである。初度登録から3年だと、更新する日時が一定にならず、事務処理が大変。4月から3月の1年度とすれば、毎年3月末に事務処理できる。
4	時間帯の見直しは見直後で良いと思います。抽選予約の申し込みは現状の方が良いです。他の市をみても、学校施設は公共利用システムでの予約はしていません。管轄の問題もあるのであまりに役場の手を離れるのもどうかと思います。随時予約は公共利用システムでOKだと思います。
5	ぜひぜひこの案でお願い致します。
6	1. 条例に基づく小学校グラウンドの土曜日午前中の開放について 現在、小学校グラウンドの開放について、土曜日の午前中は団体に開放されない状況が長く続いており大変残念に感じています。 今後は、改正（案）に基づき、特別な事情のない限りはぜひ午前中からの小学校グラウンドの開放を要望します。 2. 小学校グラウンドの開放時間の延長について 改正（案）では、3月から10月の「休業日」の午後の利用時間帯が、正午から午後5時までとなっていますが、日の長い5月から8月までの期間は、「5月から8月の休業日以外の日」の終了時刻に合わせ、利用時間を午後7時まで延長していただけないか。 もし不可能なら、せめてこの期間は午後6時までの時間延長を希望します。 3. （その他）寒川小学校正門からの出入りについて 今回のパブリックコメントの内容ではありませんが関連しますので要望します。 寒川小学校への電子錠設置後に利用団体の出入り口とされた東門（給食室横）は、道路幅が狭く、また見通しの悪い場所にあり、鍵を開けるまでの間に子どもたちが東門周辺の道路に集中し大変危険な状況が新たに発生しています。 正門からの出入りが禁止された理由もよくわからないため、従来どおり正門からの出入りを認めていただくよう要望します。

意見者 番号	意見の内容
7	施設利用の際の正門解錠時間について 施設使用時間と正門解錠時間が同時刻で設定されており、来校の際、正門付近で待機することになり、自動車・自転車等で近隣の住民や歩行者に迷惑をかけている。 正門開場時間の設定を、施設利用時間の15分前にすることで解消する。
8	1. 抽選時の「1 団体 4 件」について (1) 「4 件」とは、「4 日」という理解でしょうか？「4 コマ」という事でしょうか？ (2) 1 カ月に「4 件」の制限はこれまで通り、最低「8 件」以上でお願いいたします。 ・ 先着順 23 日の午前 0:00 にメール殺到を予測します。 ・ 随時予約の「結果判明時期と再申込開始日」を明示ください。 ・ 抽選での当選確率を上げるために不正をする団体が出てくると、不公平感が増えます。 2. 学校グラウンドの利用時間と区割りについて (1) 午前(3H)と午後(5H)は4Hずつ、3.5Hずつ公平にお願いします。 ・ 9:00~13:00(12:30)、13:00~17:00(16:00) (2) 利用時間自体を8:00~18:00と拡大戴きたい。 ・ 電子錠導入でのメリットではないでしょうか。 ・ 特に夏場は猛暑対策もあります。 3. 利用団体と連絡先の公表について (1) 団体同士でトラブルなく協力して施設を利用させて戴くため強く希望します。
9	1. 減免申請について 対象となる中学生以下の団体では、減免申請のための名簿提出が求められている。 →寒川町スポーツ少年団に加入している団体については、本部を連絡先として一本化してほしい。また、各種提出は毎年町を通して登録しているので、その名簿で代替して欲しい。 2. 平日の小学校体育館等の施設利用について 備考欄で、午後5時~7時までは小学生の団体に限定されている。しかし、子ども達の健康と安全を考えるならば必ず指導者1名は参加することを条件として欲しい。 3. 土日利用を抽選予約にする件 今回すべての団体を同列に公平な抽選をするという主旨である。しかし、こどもは本来昼間の活動が健康面・精神面からふさわしいものとする。また特にスポーツ少年団は地域の大人が指導者となって父母会と共に活動を支え、地域づくりにも貢献している。この指導者は社会人であるため、平日17~19時の活動には参加しにくい(上記2と関連)。こうした状況をふまえて、一率の抽選予約という考えは再考していただければ幸いです(子どもを育てる団体には優先的な枠、抽選方法を配慮していただきたいです)。

意見者 番号	意見の内容
10	・ コロナで学校施設の申請も変化しましたが、コロナが終息したらどうなるのですか？（現状を見ていると、担当者の仕事が増えているように見えます！） ・ 正門・体育館はスマホで開閉しておりますが、正門だけでもダイヤル式の鍵にお願い出来ませんか？尚、閉める時間は1時間も余裕があるのに、開ける時はピッタリでなければ開きません。（×平日は学校があり、門は開いていますから体育館はピッタリで良いと思いますが、土日は練習試合・大会等で使用したりします（寒川総体でも大会準備等で30分早く入館できます。考えて頂きませんか？） ・ 体育館使用料を払うにあたり、学校で使用している物がこわれたら教育委員会で修理・購入してくれると言う話でしたし、各小中学校にバレーボールのネットを1張りずつ配布すると（発注済との話でしたが？）言われていたのに今だに届きません！
11	1. 利用予約の方法について →予約システムで予約する際、誤った日時を選択したので日別ボタンから日時を選択し直すを選択していたグラウンドがいちばん上の会場にその都度戻ってしまい分かりづらいです。 →先行予約の後に随時予約をする際、先行予約後にどの枠があいているか分からないため、先行予約後の抽選完了お知らせメールに埋まっている枠がわかるようなカレンダー（月間利用予定表）を添付して欲しいです。 2. 利用可能な時間帯について →土曜日の一般開放が民生委員さんにて8時に開錠されていますが、その他の休業日は9時開錠でなければならない理由は何故ですが？以前は8時に開錠でも問題はなかったと思います。 →土曜日の一般開放ですが、利用している方が全くいないように感じます。もっと町民へ周知するか、他の市町村のように団体への貸し出しをご検討ください。 →夏休み中の平日利用時間ですが、休業日扱いとなり日中しか予約が取れない状態です。夏は熱中症の危険がある為、涼しくなる夕方の利用を認めて戴きたいです。毎年どれだけ気を付けていても具合が悪くってしまうお子さんがいますが、危険だから中止するのではなく、健康な体を維持するためにも安心して活動できる時間帯に思い切り運動をさせてあげることが必要だと思います。 →9月～4月の休業日以外（平日夕方）の小学校グラウンドの利用を前向きに検討お願いします。コロナ以前はグラウンド調整会議にて使用許可を頂き通年で平日夕方の練習をさせていただいていました。部員の8割が使用する小学校の児童であり、通い慣れた学校での活動は行き帰りの安全性も遠いグラウンドを利用するより遥かに安全です。川とふれあい公園の工事が本格的に始まってしまうと平日の活動が難しくなる事もあり、ますます子供たちの大好きなサッカーや居場所を奪ってしまう事になります。町の財産でもある子供たちが思い切り好きな事に打ち込める環境作りを子供たちの目線に立って考えて頂きたいと思います。

意見者 番号	意見の内容
12	・電子錠になってから「良い点、悪い点の意見も聞く事なく」開錠、開館の時間が19時からなら19時きっかりにならないと開けられず、それも開場しづらい場所に設置され、毎回使う毎に意見をいってもぐちにしか気にめられず、強引に押しすすめられています。せめて開場時間を10分早めてほしい。 ・寒川小学校体育館利用時のトイレの施錠の鍵の設置場が暗く、くもの巣がはるような場所に設置してあるのでやめてほしい。 ・バドミントン、ボール、ネットともにきちんと張れない用具なので、お金を支払うようになった時に備品を備える為もあるといていたので一式欲しいです。 ・キャンセル期間が3日だったのが、5日になり、今度は7日になったら、結局、次回人数が集まらない事がわかり翌週のキャンセルしたくても待にあわないので、他の人が使うとかいう話にもならないと思います。
13	現状 19:00~に開錠しているが、10分前などに変更して欲しい。
14	利便性向上の為賛成します。
15	インターネットを使用することによって、利便性がよくなり良いと思います。
16	インターネットを利用した予約システムの方が利便性が良いため、賛成します。
17	便利で良いと思います。
18	便利でとても良いと思います。
19	賛成
20	賛成
21	インターネットでの予約により、とても便利になり、良い方法だと思います。
22	インターネットを活用して予約の確定もし、使用申請の窓口での手続きが不要になることはお互いの負担軽減にもなると思います。